

## - 道路占用許可申請手続の電子化について -

政府は、ITの活用により世界的規模で生じている社会経済の変化に的確に対応するため、「e-Japan 戦略」(平成 13 年 1 月 22 日 IT 戦略本部決定)において「我が国が 5 年以内(平成 17 年)に世界最先端の IT 国家となる」という目標を掲げ、これを確実に達成するため、これまでに「e-Japan 重点計画」等を策定し、「電子政府の実現」及び「電子自治体の構築」を、重要な施策のひとつに位置付け、電子化を推進することとしております。

こうした方針を踏まえ、国土交通省では、直轄国道(国が管理する道路)における道路占用許可申請手続については、インターネットを活用して、公益物件(上下水道、鉄道、電気、電話、ガスなど)を対象とする「道路占用許可電子申請システム」(平成 13 年 2 月より運用開始)を構築するとともに、一般物件(看板、日除けなど)を対象とする「国土交通省オンライン申請システム」(平成 15 年 3 月より運用開始)を構築したところであります。

具体的には、これまで道路占用許可申請手続を行う場合、申請者の方は、道路を管轄する事務所へ出向いていただき申請手続を行っておりましたが、「道路占用許可電子申請システム」「国土交通省オンライン申請システム」をご利用していただければ、交通費などを負担して、直接窓口へ出向くことなく、職場、自宅のパソコンから道路管理者へ申請することができますので、是非、ご利用ください。

なお、従来どおり書面にて最寄の出張所受付窓口へ申請することもできます。

電子申請のご利用については、下記のインターネット・ホームページにより、手続きの詳細を紹介しています。

### 道路占用許可電子申請システム 【公益物件】

<https://www.shinsei.roadic.or.jp>

### 国土交通省オンライン申請システム 【一般物件】

<http://www.goa.mlit.go.jp/>

国土交通省では、国の管理する道路のほか、地方公共団体の管理する道路(直轄国道以外の国道、都道府県道及び市町村道)についても、道路占用許可申請手続の電子化を推進するために、平成 15 年 3 月に「地方公共団体における道路占用許可電子申請システムの基本仕様」を策定し公開しております。

今後は、地方公共団体における道路占用許可申請手続の電子化の取組みを支援し、全国の道路における当該手続きの電子化を推進することとしております。